

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

庁内各局部課長
各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
各附属機関の長

警察庁丙刑企発第27号、丙捜一発第14号
令和5年7月24日
警察庁刑事局長

広域捜査隊編成要領の一部改正について（通達）

広域捜査隊編成要領については、「広域捜査隊編成要領の制定について（通達）」（平成31年4月1日付け警察庁丙刑企発第50号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、同要領の一部を別添のとおり改正することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

広域捜査隊編成要領

第1 目的

この要領は、都道府県警察が、警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）及び犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）の規定により、広域捜査隊を編成して広域初動捜査等を共同して行うため必要な事項を定めることを目的とする。

第2 用語例

この要領における用語は、規則の用語の例による。

第3 広域捜査隊を編成すべき区域の基準

広域捜査隊は、次に掲げる条件のいずれにも該当する都道府県の境界周辺の区域において、編成するものとする。

- 1 都道府県の境界を越えて連続的に市街地が形成されている区域であること。
- 2 過去において重要犯罪又は重要窃盗犯罪が相当数発生している区域であること。
- 3 当該区域内において発生した重要犯罪又は重要窃盗犯罪の被疑者のうち犯罪発生地を管轄する都道府県警察以外の当該境界に係る都道府県警察の管轄区域内に住居地等の生活拠点を有する者の割合がおおむね15%以上である区域であること。

第4 広域捜査隊の任務

広域捜査隊は、第3に定める基準に該当する区域における犯罪の初動捜査その他被疑者の捕捉を目的とする被疑者の追跡、張り込み、検索、聞込みその他の捜査活動を行うことを任務とする。

第5 広域捜査隊の指揮を管区警察局の一の警察官に行わせることとする場合

関係都道府県警察は、次に掲げる場合においては、法第60条第1項の規定に基づき、管区警察局の警察官の派遣を要求し、当該要求に基づき派遣された警察官のうち上位の階級にある者に広域捜査隊の指揮を行わせるものとする。

- (1) 関係都道府県警察が3以上であること。
- (2) 広域初動捜査等を共同して行うこととする区域が広範で、関係都道府県警察のみでは当該区域に係る実態把握を十分に行うことが困難であること。

第6 協定締結に当たっての留意事項

関係都道府県警察は、広域捜査隊を編成して広域初動捜査等を共同で行うに当たっては、次の事項に注意するほか、別紙モデル例1から4を参考としつつ、協定締結の対象となる区域の実情に即した協定を締結するものとする。

また、関係都道府県警察は、広域捜査隊の編成に関する協定の締結、廃止又は内容の変更を行うときは、事前に警察庁刑事局刑事企画課、捜査第一課及び管区警察局広

域調整部広域調整第一課に協議するとともに、関係都道府県警察に係る警察通信に関する事務を所掌する管区警察局府県通信部等に連絡すること。

1 公安委員会協定

広域捜査隊を編成して広域初動捜査等を共同して行う対象となる事案は、公安委員会協定により定められる「広域初動捜査等を共同して行うこととする区域」（規則第28条第1項第3号。以下「特定区域」という。）における事案に限られるが、その事案を処理するための権限を及ぼすことができるのは、関係都道府県警察の管轄区域全域であり（法第60条の2）、特定区域に限られるものではない。

特定区域を定めるに当たっては、第3の基準に該当する区域のうち、当該都道府県警察の管轄区域の境界から15キロメートルまでの区域にその全域が含まれる市町村の区域を特定区域とすること。

ただし、都道府県警察の管轄区域の境界から15キロメートルまでの区域にその区域の一部が含まれる市町村の区域で、市街地の連続性、犯罪の発生頻度等から、特定区域とする必要性が高いものについては、都道府県警察の管轄区域の境界から15キロメートルまでの区域を越えない範囲で、その一部を特定区域とすることも差し支えないが、この場合、広域捜査隊の編成の可否の判断に支障が生じないように、特定区域の境界を明確に定めること。

なお、関係都道府県警察が3以上の場合においては、各関係都道府県警察は、自らの管轄区域の境界から15キロメートルまでの区域における犯罪の初動捜査等しか行い得ないことから、想定される関係都道府県警察の組み合わせごとに特定区域を定めること。

2 本部長協定

(1) 広域捜査隊の体制

広域捜査隊は、協定を締結する都道府県警察の機動捜査隊に所属する警察官をもって充てること。ただし、機動捜査隊の体制等からこれにより難しい場合には、警察署の署員からなる3交替制の機動捜査班等を編成し、その班員等を広域捜査隊の隊員に充てるなど、広域捜査隊の実働性を確保すること。

なお、特定区域についての初動捜査等は第一次的に広域捜査隊が行うものであることから、広域捜査隊の体制を定めるに当たっては、一当務における隊員数及び車両数、活動の拠点とする機動捜査隊分駐所の設置場所等が適切なものとなるよう配慮すること。

(2) その他広域初動捜査等を行うために必要な事項

規則第28条第3項に規定する必要な事項としては、次に掲げるものについて定めること。

ア 広域初動捜査等に係る無線通信の運用

イ 広域初動捜査等に係る勤務の変更

ウ 広域初動捜査等に係る経費

第7 広域捜査隊の訓練

警察庁又は管区警察局は、広域捜査隊の訓練について、その実施方法、回数等が

適正なものとなるよう所要の調整を行うものとする。

別添(モデル例1)

〇〇広域捜査隊の編成に関する協定(二県間協定)

D県公安委員会及びE県公安委員会は、警察法(昭和29年法律第162号。以下「法」という。)第60条の2及び犯罪捜査共助規則(昭和32年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第27条第1項の規定に基づき、〇〇広域捜査隊の編成に関し、次のとおり協定する。

年 月 日

D 県 公 安 委 員 会 委 員 長
× 山 × 太 郎 印
E 県 公 安 委 員 会 委 員 長
◎ 川 ◎ 次 郎 印

(目 的)

第1条 この協定は、D県及びE県の境界周辺の特定区域における特定犯罪に係る事案について、D県警察及びE県警察(以下「協定警察」という。)が規則第27条第1項に規定する広域初動捜査等を共同して行うため必要な事項について定めることを目的とする。

(特定犯罪)

第2条 この協定において「特定犯罪」とは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐・人身売買又は不同意わいせつの犯罪
- (2) 生命に危険の及ぶおそれのある逮捕又は監禁の犯罪
- (3) 銃砲又は刀剣類を使用した傷害の犯罪
- (4) 暴力団による対立抗争に係る犯罪
- (5) 侵入盗、自動車盗、ひったくり又はすりの手口に係る窃盗の犯罪
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、犯行の手段、被害の程度等から判断して、社会的反響が大きく、迅速な対応が必要と認められる犯罪

(特定区域)

第3条 この協定において「特定区域」とは、次の表に掲げる区域とする。

県 警 察	特 定 区 域
D 警 察	〇 〇 市 ☆ ☆ 市
E 警 察	★ ★ 市 ◎ ◎ 町

(広域初動捜査等)

第4条 協定警察は、次に掲げる場合においては、共同して広域初動捜査等を行うものとする。

- (1) 特定区域において特定犯罪又は特定犯罪に発展するおそれのある犯罪(以下「特定犯罪等」という。)が発生した場合。
- (2) 特定区域に特定犯罪等の被疑者が現在し又は及ぶ蓋然性が高いと認める場合

2 協定警察は、前項の規定により共同して広域初動捜査等を行うため必要があると認

めるときは相互に他の協定警察の管轄区域に権限を及ぼすことができる。

- 3 協定警察が第1項の規定により行う広域初動捜査等の範囲は、被疑者の捕捉を目的とする被疑者の追跡、張り込み、検索、聞込みその他の捜査活動とする。

(広域初動捜査等の訓練)

第5条 協定警察は、広域初動捜査等を円滑かつ確実にを行うため共同して訓練を行うものとする。

(広域捜査隊の編成)

第6条 前2条の規定による広域初動捜査等又は広域初動捜査等の訓練は、協定警察の警察本部長（以下「協定本部長」という。）が相互に協議して定めたところにより、広域捜査隊を編成して行うものとする。

- 2 協定本部長は、法第61条の2第1項の規定により相互に協議して定めたところにより、協定警察の一の警察官に広域捜査隊の指揮を行わせるものとする。

(雑 則)

第7条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、D県公安委員会及びE県公安委員会が協議の上、決定する。

- 2 前各条に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、協定本部長が協議して定める。

附 則

この協定は、 年 月 日から実施する。

(モデル例2)

〇〇広域捜査隊の編成に関する協定実施細目(二県間協定)

D県警察本部長及びE県警察本部長は、警察法(昭和29年法律第162号)第61条の2、犯罪捜査共助規則(昭和32年国家公安委員会規則第3号)第27条第3項及び〇〇広域捜査隊の編成に関する協定(年 月 日。以下「公安委員会協定」という。)第7条第2項の規定に基づき、次のとおり協定する。

年 月 日

D県警察本部長

× 山 ×太郎 印

E県警察本部長

◎ 川 ◎次郎 印

(用語例)

第1条 この協定における用語は、公安委員会協定の用語の例による。

(広域捜査隊の編成及び指揮)

第2条 広域捜査隊は、協定警察の機動捜査隊に所属する警察官をもって充てるものとし、その員数及び広域捜査隊のために使用する車両の台数は、次の表に定めるとおりとする。

所 属	警 察 官	車 両	備 考
D警察本部 機動捜査隊 △△分駐所	警部補 4人	4台	4交替勤務
	巡査部長 12人		
	(小計) 16人		
E警察本部 機動捜査隊 ◇◇分駐所	警部補 3人	3台	3交替勤務
	巡査部長 9人		
	(小計) 12人		
	(合計) 28人	7台	

2 広域捜査隊に隊長を置き、次の各号に定める協定警察の機動捜査隊長をもって充てるものとする。

(1) 公安委員会協定第4条第1項第1号に掲げる場合

当該特定犯罪等が発生した場所を管轄する協定警察

(2) 同項第2号に掲げる場合

当該被疑者が現在し又は及ぶ蓋然性が高いと認める場所を管轄する協定警察

(3) 公安委員会協定第5条の規定により広域初動捜査等の訓練を実施する場合

協定本部長の協議により定める協定警察

3 前項第1号又は第2号の規定により難しい場合においては、同項の規定にかかわらず、協定本部長が協議して定めた協定警察の機動捜査隊長をもって、隊長に充てるものとする。

4 広域捜査隊の指揮は、隊長が一元的に行うものとする。

(広域初動捜査等に係る隊長の遵守事項)

第3条 隊長は、広域初動捜査等の指揮を行うに当たっては、当該広域初動捜査等に係る事案について行われる他の捜査との一体性が確保されるように配慮しなければならない。

2 隊長は、広域捜査隊が行った広域初動捜査等の経過及び結果を協定本部長に報告しなければならない。

(広域初動捜査等に係る広域捜査隊の出動)

第4条 協定本部長は、公安委員会協定第4条第1項第1号又は2号に規定する場合に該当すると認めるときは、他の協定本部長に対し、直ちにその旨を通報するものとする。

2 協定本部長は、公安委員会協定第4条第1項第1号又は第2号に該当する場合においては、直ちに、次に掲げる措置を講ずることにより、広域捜査隊を編成し、その出動を命ずるものとする。

(1) 出動する隊員の指名

(2) 使用する車両の指定

(広域初動捜査等に係る無線通信の運用)

第5条 広域捜査隊が広域初動捜査等を行うために使用する無線通信系は、第2条第2項第1号若しくは第2号又は第3項に規定する協定警察の使用する無線通信系とする。

(広域初動捜査等の期間)

第6条 広域捜査隊が広域初動捜査等を行う期間は、広域捜査隊を編成した時から24時間以内とする。ただし、広域初動捜査等を継続して行う必要がある場合は、協定本部長の協議により、おおむね編成の日から3日以内に限り、その期間を延長することができる。

(広域初動捜査等に係る広域捜査隊の解散)

第7条 協定本部長は、広域初動捜査等を行うため広域捜査隊を編成した場合において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、広域捜査隊を解散するものとする。

(1) 被疑者を捕捉した場合

(2) 前条に規定する期間が経過した場合

(3) その他協定本部長の協議により広域捜査隊を解散することが適当であると認めた場合

(広域初動捜査等に係る勤務の変更)

第8条 協定本部長は、広域初動捜査等を行うため必要があると認めるときは、協議により、隊員の勤務形態の変更をすることができる。

(広域初動捜査等に係る経費の負担区分)

第9条 協定警察に所属する隊員が広域初動捜査等を行うため必要な経費は、当該協定警察が負担するものとする。

(訓練)

第10条 協定本部長は協議により定期的又は随時に広域捜査隊の訓練計画を定め、これに従って広域捜査隊を編成し、その訓練を実施するものとする。

附 則

この協定は、 年 月 日から実施する。

(モデル例3)

〇〇広域捜査隊の編成に関する協定

(援助要求により派遣された管区警察局の警察官を広域捜査隊の隊長とする三県間協定)

☆☆管区警察局並びにA県公安委員会、B県公安委員会及びC県公安委員会は、警察法(昭和29年法律第162号。以下「法」という。)第60条の2及び犯罪捜査共助規則(昭和32年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第27条第1項の規定に基づき、〇〇広域捜査隊の編成に関し、次のとおり協定する。

年 月 日

☆☆管区警察局長
△星 △零郎 印
A県公安委員会委員長
×山 ×太郎 印
B県公安委員会委員長
◎川 ◎次郎 印
C県公安委員会委員長
△海 △三郎 印

(目的)

第1条 この協定は、A県、B県及びC県の境界周辺の特定区域における特定犯罪に係る事案について、A県警察、B県警察又はC県警察(以下「協定警察」という。)が規則第27条第1項に規定する広域初動捜査等を共同して行うため必要な事項について定めることを目的とする。

(特定犯罪)

第2条 この協定において「特定犯罪」とは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐・人身売買又は不同意わいせつの犯罪
- (2) 生命に危険の及ぶおそれのある逮捕又は監禁の犯罪
- (3) 銃砲又は刀剣類を使用した傷害の犯罪
- (4) 暴力団による対立抗争に係る犯罪
- (5) 侵入盗、自動車盗、ひったくり又はすりの手口に係る窃盗の犯罪
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、犯行の手段、被害の程度等から判断して、社会的反響が大きく、迅速な対応が必要と認められる犯罪

(特定区域)

第3条 この協定において「特定区域」とは、次の表の左欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の右欄に定める区域とする。

	協定警察の組合わせ	特定区域
(1)	A県警察、B県警察及びC県警察	〇〇市、★★市及び◇◇市
(2)	A県警察及びB県警察	☆☆市及び◎◎町
(3)	B県警察及びC県警察	▼▼町

(広域初動捜査等)

第4条 第3条の表の左欄に掲げる協定警察(以下「実施警察」という。)は、次に掲げる場合においては、共同して広域初動捜査等を行うものとする。

(1) 当該実施警察に係る特定区域において特定犯罪又は特定犯罪に発展するおそれのある犯罪(以下「特定犯罪等」という。)が発生した場合

(2) 当該実施警察に係る特定区域に特定犯罪等の被疑者が現在し又は及ぶ蓋然性が高いと認める場合

2 実施警察は、前項の規定により共同して広域初動捜査等を行うため必要があると認めるときは相互に他の実施警察の管轄区域に権限を及ぼすことができる。

3 実施警察が第1項の規定により行う広域初動捜査等の範囲は、被疑者の捕捉を目的とする被疑者の追跡、張り込み、検索、聞き込みその他の捜査活動とする。

(広域初動捜査等の訓練)

第5条 協定警察は、広域初動捜査等を円滑かつ確実に行うため共同して訓練を行うものとする。

(広域捜査隊の編成)

第6条 前2条の規定による広域初動捜査等又は広域初動捜査等の訓練は、実施警察の警察本部長(以下「実施本部長」という。)又は協定警察の警察本部長(以下「協定本部長」という。)が相互に協議して定めたところにより、広域捜査隊を編成して行うものとする。

2 実施本部長又は協定本部長は、法第61条の2第1項の規定により相互に協議して定めたところにより、次条第1項に規定する警察官のうち上位の階級にある者に広域捜査隊の指揮を行わせるものとする。

(援助の要求)

第7条 次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める実施警察又は協定警察は、☆☆管区警察局に対し、法第60条第1項の規定に基づき、☆☆管区警察局長が第6条第2項の規定により行う広域初動捜査等の指揮を行うため必要な知識及び技能を有するものとして指定した☆☆管区警察局広域調整部広域調整第一課に所属する警察官の派遣を要求するものとし、当該要求を受けた☆☆管区警察局は、それに応ずるものとする。

(1) 第4条第1項第1号に掲げる場合 当該特定犯罪等が発生した場所を管轄する実施警察

(2) 同項第2号に掲げる場合 当該被疑者が現存し又は及ぶ蓋然性が高いと認める場所を管轄する実施警察

(3) 前条の規定により広域初動捜査等の訓練を実施する場合 協定本部長の協議により定める協定警察

2 前項第1号及び第2号の規定により難しい場合においては、同項の規定にかかわらず、実施本部長が協議して定めた実施警察が同項の規定による派遣の要求を行うものとする。

3 第1項の規定による派遣の要求は、実施本部長が☆☆管区警察局長にその旨を通報することをもって足りるものとする。

4 ☆☆管区警察局は、第1項に規定する警察官に関する資料を協定警察に送付するものとする。

(雑 則)

第8条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、☆☆管区警察局、A県公安委員会、B県公安委員会及びC県公安委員会が協議の上、決定する。

2 前各条に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、☆☆管区警察局広域調整部長及び協定本部長が協議して定める。

附 則

この協定は、 年 月 日から実施する。

(モデル例4)

〇〇広域捜査隊の編成に関する協定実施細目

(援助要求により派遣された管区警察局の警察官を広域捜査隊の隊長とする三県間協定)

★★管区警察局広域調整部長、A県警察本部長、B県警察本部長及びC県警察本部長は、警察法（昭和29年法律第162号）第61条の2、犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）第27条第3項及び〇〇広域捜査隊の編成に関する協定（ 年 月 日。以下「公安委員会協定」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり協定する。

年 月 日

★★管区警察局広域調整部長
 ○ 谷 ☆四郎 印
 A県警察本部長
 × 山 ×太郎 印
 B県警察本部長
 ◎ 川 ◎次郎 印
 C県警察本部長
 ★ 田 ☆五郎 印

(用語例)

第1条 この協定における用語は、公安委員会協定の用語の例による。

(広域捜査隊の編成及び指揮)

第2条 広域捜査隊は、協定警察の機動捜査隊及び公安委員会協定第7条第1項の協定により派遣された★★管区警察局広域調整部広域調整第一課に所属する警察官をもって充てるものとし、その員数及び広域捜査隊のために使用する車両の台数は、次の表に定めるとおりとする。

所 属	警 察 官	車 両	備 考
★★管区警察局 広域調整部 広域調整第一課	警視 1人		通常勤務 3交替勤務
	警部補 3人		
	(小計) 4人		
A警察本部 機動捜査隊 ▼▼分駐所	警部補 4人	4台	3交替勤務
	巡査部長 12人		
	(小計) 16人	4台	
B警察本部 機動捜査隊 ■分駐所	警部補 3人	3台	3交替勤務
	巡査部長 9人		
	(小計) 12人	3台	
C警察本部 機動捜査隊 ●●分駐所	警部補 3人	3台	3交替勤務
	巡査部長 9人		
	(小計) 12人	3台	
	(合計) 44人	10台	

2 広域捜査隊に隊長を置き、公安委員会協定第7条第1項の規定により派遣された★
★管区警察局広域調整部広域調整第一課の警察官のうち、上位の階級にある者をもって充てるものとする。

3 広域捜査隊の指揮は、隊長が一元的に行うものとする。

(広域初動捜査等に係る隊長の遵守事項)

第3条 隊長は、広域初動捜査等の指揮を行うに当たっては、当該広域初動捜査等に係る事案について行われる他の捜査との一体性が確保されるように配慮しなければならない。

2 隊長は、広域捜査隊が行った広域初動捜査等の経過及び結果を協定本部長に報告しなければならない。

(広域初動捜査等に係る広域捜査隊の出動)

第4条 実施本部長は、公安委員会協定第4条第1項第1号又は2号に規定する場合に該当すると認めるときは、他の実施本部長に対し、直ちにその旨を通報するものとする。

2 実施本部長は、公安委員会協定第4条第1項第1号又は第2号に該当する場合においては、直ちに、次に掲げる措置を講ずることにより、広域捜査隊を編成し、その出動を命ずるものとする。

(1) 出動する隊員の指名

(2) 使用する車両の指定

(3) 公安委員会協定第7条第1項第1号若しくは第2号又は第2項に規定する実施警察にあっては、同条第3項の通報

(広域初動捜査等に係る無線通信の運用)

第5条 広域捜査隊が広域初動捜査等を行うために使用する無線通信系は、公安委員会協定第7条第1項第1号若しくは第2号又は第2項に規定する実施警察の使用する無線通信系とする。

(広域初動捜査等の期間)

第6条 広域捜査隊が広域初動捜査等を行う期間は、広域捜査隊を編成した時から24時間以内とする。ただし、広域初動捜査等を継続して行う必要がある場合は、実施本部長の協議により、おおむね編成の日から3日以内に限り、その期間を延長することができる。

(広域初動捜査等に係る広域捜査隊の解散)

第7条 実施本部長は、広域初動捜査等を行うため広域捜査隊を編成した場合において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、広域捜査隊を解散するものとする。

(1) 被疑者を捕捉した場合

(2) 前条に規定する期間が経過した場合

(3) その他実施本部長の協議により広域捜査隊を解散することが適当であると認められた場合

2 実施本部長は、前項の規定により広域捜査隊を解散したときは、公安委員会協定第7条第1項第1号若しくは第2号又は第2項に規定する実施警察に事案の処理を引き継ぐものとする。ただし、これにより難しい場合には、実施本部長が協議して定めると

ころによるものとする。

(広域初動捜査等に係る勤務の変更)

第8条 実施本部長は、広域初動捜査等を行うため必要があると認めるときは、協議により、隊員の勤務形態の変更をすることができる。

(広域初動捜査等に係る経費の負担区分)

第9条 実施警察に所属する隊員が広域初動捜査等を行うため必要な経費は、実施警察が負担するものとする。

2 ★★管区警察局に所属する隊長及び隊員が広域初動捜査等を行うため必要な経費は、公安委員会協定第7条第1項第1号若しくは第2号又は第2項に規定する実施警察が負担するものとする。

(訓練)

第10条 ★★管区警察局広域調査部長及び協定本部長は協議により定期的又は随時に広域捜査隊の訓練計画を定め、これに従って広域捜査隊を編成し、その訓練を実施するものとする。

附 則

この協定は、 年 月 日から実施する。